

介護保険料の減免制度

豊田市介護保険規則第19条に基づき、以下のとおり介護保険料を減免する制度があります。
詳しくは、豊田市福祉部介護保険課へお問い合わせください。

〔2020年4月改正版〕

号・項	減 免 事 由	減 免 条 件	減 免 割 合
1-1	居住する家屋が震災、風水害、火災（自己による重過失を除く。）その他のこれらに類する災害により著しい損害を受けたとき。	・罹災証明書の損壊状況で判断します。	・全壊 100% ・大規模半壊 90% ・半壊 50%
1-2	震災、風水害、火災（自己による重過失を除く。）その他これらに類する災害により、世帯主または本人が被災したとき。	・被災により世帯主が死亡、行方不明または特別障害者となったとき。 ・被災により本人が行方不明または特別障害者となったとき。	100%
※いずれも、原則前年度までしか遡りません。また、減免適用期間は被災月から12か月分となります。 上記2つの減免のどちらにも該当する場合は、減免割合の高い方を適用します。			
2	世帯の生計を主として維持する人が死亡した、心身に重大な障がいを受けた、長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき。	今年度の世帯合計所得見込額が前年中の世帯合計所得金額の10分の5未満で、前年中の世帯合計所得金額が750万円以下のとき。	25%～100%
3	世帯の生計を主として維持する人の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等(定年除く)により著しく減少したとき。	今年度の世帯合計所得見込額が前年中の世帯合計所得金額の10分の5未満で、前年中の世帯合計所得金額が500万円以下のとき。	25%～100%
4	世帯の生計を主として維持する人の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作により著しく減少したとき。	今年度の世帯合計所得見込額が前年中の世帯合計所得金額の10分の5未満で、前年中の世帯合計所得金額が750万円以下のとき。	25%～100%
※上記2～4の減免で、前年中の世帯合計所得金額が0円以下のときは、「所得」を「収入」と読み替えます。 また、減免事由以外の事由（世帯員の増減など）による収入減少は減免審査の対象外となります。			
5-1	刑事施設などに収監されたため、介護サービスを受けることができないとき。	収監されている期間の保険料が対象となりますが、原則前年度までしか遡りません。	収監期間のみ100%
5-2	障がい者認定※を受けている被保険者がいる世帯で、かつ生活が困窮しているとき。 ※地方税法第292条に規定の者	前年中の世帯合計所得金額が125万円未満であり、次の条件に該当するとき。 ①申請日時点の世帯全員の預貯金合計が、1人世帯90万円未満。2人世帯以上135万円未満のとき。 ②自宅を除く活用できる固定資産が無いこと。	20%
5-3 ・ 5-4	生活保護に近い低収入の世帯で、生活が困窮しているとき。	世帯合計収入額（直近6か月の平均月額）が生活保護法に基づく保護の基準額の1.2倍未満であり、次の条件に該当するとき。 ①申請日時点での世帯全員の預貯金合計が保護の基準額の1.2倍未満のとき。 ②自宅を除く活用できる固定資産が無いこと。	・基準額未満 60% ・基準額の1.2倍未満 25%
5-5	債務返済のため自己の居住用資産を譲渡したもので、保険料の納付が困難と認められるとき。	次の条件に該当するとき。 ①申請日時点の世帯全員の預貯金合計が、1人世帯90万円未満。2人世帯以上135万円未満のとき。 ②自宅を除く活用できる固定資産が無いこと。	50%
※上記5-2～5-5の減免については原則、金融機関への預貯金調査を行います。			

減免申請の相談・提出はお早めに・・・。

介護保険料の減免は、申請日以後に納期限がある保険料が対象となります。（災害・収監減免を除く。）

年額の保険料全てを減免したい場合、年金天引きの方は、4月の年金支給日より前に、納付書または口座振替の方は6月末の納期限よりも前に申請が必要です。

申請が年度の後半になるほど、減免の対象となる保険料が減りますのでご注意ください。

減免申請は年度ごとに申請が必要です。（災害減免を除く。）

減免申請は、その都度審査を行うため、年度ごとに申請が必要となります。

審査には2か月程度かかる場合もありますので、引き続き対象となる場合は申請漏れの無いようご注意ください。